和歌山市観光ポータルサイト構築運用業務委託仕様書

1. 業務名

和歌山市観光ポータルサイト構築運用業務

2. 履行場所

発注者の指定する場所

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

4. 業務目的

和歌山市観光協会の現行IPでは、特に観光消費への波及の面や高い利便性に資する機能の不足が課題であることから、それらの課題を解決する機能を強化したサイトを新たに立ち上げることで、観光消費額の増大やより効果的な誘客促進につなげることを目的とする。

5. 業務内容

大阪・関西万博2025を契機とした観光消費額の増大や誘客促進を目指し、観光情報を観光スポット・体験から飲食・宿泊までを幅広く連携させる形で体系化するとともに、海釣り体験や和菓子づくり体験をはじめとする有料の観光体験コンテンツのPR及び予約、さらには、観光客それぞれのニーズにふさわしい市内周遊ルートを整理、提案することによって、観光客の満足度を高める観光案内を提供することが可能なサイトを立ち上げる。

構築するサイトは、スポット情報、ツアー検索、地図・ルート検索から各種予約・ 決済までシームレスに提供し、Google Mapや各種予約サイトなどとも連携可能とする こと。

また、観光ポータルサイトのデザイン、ユーザーインターフェース、コンテンツ、 搭載する機能の実装方法など本仕様書に記載していない部分は、受注者の提案内容を もとに、発注者と協議のうえで決定する。なお、デザインについては、和歌山市にお ける観光の明確なブランドイメージの確立にも繋がるようなデザイン性の高いものと すること。

(1) 観光ポータルサイトの構築

①動作環境

スマートフォン及びタブレット (iOS、Androidの双方に対応) やPCでも閲覧可能 とし、実装時点で最新のOSに対応していること。

②搭載する機能

i 全般

- ・スマートフォンやタブレット等に応じたデバイスの画面で閲覧しやすい内容と し、自動的にレイアウトが切り替わるデザイン(レスポンシブ対応)とするこ と。
- ・旅ナカで楽しめるオプショナルツアー、おすすめ観光情報やアクティビティ、ローカルフード等の情報(以下「観光コンテンツ」という。)や企画商品等の情報を提供すること。
- 観光コンテンツまでのルート検索を提供すること。
- ・観光ポータルサイトへのアクセス数や利用実績、利用者の属性・傾向等のデータ 把握が可能とすること。

ii 観光ポータルサイト機能

- ・滞在地の観光に関する情報※1が効率的に入手できるサイトを構築すること。
 - ※1) 想定取扱コンテンツ:観光施設/遊び・体験/宿泊施設/飲食店/お土産店/フォトスポット/駐車場/トイレ等
- ・通年で楽しめる基本コンテンツ情報に加えて、四季折々の旬のコンテンツ情報を 四季ごとに更新できるようにすること。
- ・上記コンテンツにキーワード、目的やトレンドワード等の複数のタグを付け、 様々な条件で絞り込めるようにすること。
- ・上記コンテンツをカテゴリー分けし、カテゴリー別に表示ができるようにすること。
- ・閲覧しているコンテンツ周辺のコンテンツが表示されるようにすること。
- ・現在地周辺のコンテンツを検索できるようにすること。
- ・観光コンテンツの詳細情報 (画像、住所、電話番号、営業時間、関連リンク等) が表示されるようにすること。
- ・観光コンテンツの予約導線が表示されるようにすること。また、観光ポータルサイトと観光予約サイトの円滑な連携のために、受注者は観光コンテンツの予約サイトを保有していることが好ましい。
- ・情報の更新と提供については、効率的、タイムリーに行えるように地域のコンテンツサプライヤー提供情報(独自コンテンツや各種おすすめ情報等の企画)との連携を実施すること。
- ・情報の更新、追加、削除が容易に行える仕組みを整えること。
- その他、効果的に情報を提供する独自の機能を提案すること。

iiiアンケート機能

・本事業の効果をより高めるとともに、観光ポータルサイトの利用満足度を把握する指標とするため、情報提供の方法や観光コンテンツの内容などについての利用

者アンケート機能を有すること。

ivその他

- ・サイトの使い方や問い合わせ等のページを設置すること。
- ・現在運用しているWebサイト「和歌山市観光協会 公式HP」と連携を図り、相互の利用促進に繋げられるようにすること。
- ・多言語に対応したシステムとすること(英語/中国語(繁体語/簡体語)は必須)。

6. 運用/保守

(1) 観光ポータルサイトの運用

- ・受注者が観光ポータルサイトの更新を行うこととする。ただし、掲載情報は発注者 でも容易に追加や変更ができる仕様とすること。
- ・観光コンテンツの追加・修正等の作業を、発注者の指示により実施すること。元と なる原稿や写真等は原則として発注者が提供する。
- ・発注者の求めにより、観光ポータルサイトのアクセス数や取得した動態データ等を 報告すること。
- ・利用者からの問い合わせフォームからの問い合わせに対応すること。

(2) 観光ポータルサイトの保守

- ・観光ポータルサイトが安定的に稼働するよう保守を行うとともに、不具合等が発生 した場合は早急に復旧の対応を行うこと。また、対応手順等を明記した資料を作成 し、提出すること。
- ・運用開始後、本契約の終了までの間、情報セキュリティ対策の実施、システム障害 への対応、利用者や事業者からの問い合わせ対応等の保守を行うこと。
- ・問い合わせフォームを設置し、利用者等からの問い合わせに対応すること。
- ・次年度以降の保守管理については、別途単年度契約により行うものとする。

7. 公開作業

(1) 公開計画

観光ポータルサイトの公開に向けたスケジュールを調整し、業務工程表を作成の うえ発注者の承認を得ること。業務工程表には必要に応じて、リリース作業のリハ ーサルについて、リリース作業時のトラブル発生時の対応について記載すること。 また、公開前に十分な動作確認を行うこととし、動作確認にあたっては、あらかじ めチェックリストを作成のうえ、その確認作業を行い、不具合がないことを確認し たうえで納品すること。

(2) 受入テスト

公開に向けて受注者は発注者による最終確認のための受入テストを実施するこ

と。受注者は受入テストの際に上がった意見に対応すること。

(3) 公開監視

作成した業務工程表を基にリリース作業を実施し、リリース後は障害が発生していないことを確認すること。

8. 実装環境/セキュリティ管理

- (1) 実装環境は受注者が用意し、原則として、その環境にて実装を行うこと。なお、各種サーバー及びネットワークに関するハードウェア、ネットワーク環境はレンタルサーバーやクラウドサービス等により提供し、発注者の庁舎にサーバー機器等を配置しないものとすること。
- (2) 本業務の実施にあたり、使用するサーバー、ネットワーク環境は適切なセキュリティ対策を施し、不正アクセスによる情報の流出や改ざんを未然に防ぐものとすること。
- (3) 実装環境のサーバー・通信等にかかる費用は本業務の範囲内とし、受注者が負うものとする。
- (4) 情報の処理にあたっては、毀損や漏洩がないよう取り扱いには十分注意して作業を すること。
- (5) 本業務におけるドメイン、サーバー等の必要なソフトウェアやハードウエアの手配、観光ポータルサイト等の提供のための手続きは受注者が行い、これに要する経費も本業務の委託料に含まれるものとする。
- (6) 利用するソフトウェア等については、脆弱性を含まない安全なものを選定して利用 すること。
- (7) 不正アクセス防止の体制構築及びインターネットウイルスの脅威を防ぐため適切な セキュリティ対策を講じることとし、システムにおけるソフトウェアアップデート 及びシステム障害発生時にも正常な稼働が継続できるような体制を整えること。

9. 次年度以降の情報発信の計画策定

次年度以降、観光ポータルサイトの認知度をどのように向上させるのかを示す情報 発信の計画を策定すること。

10. 成果物

- (1) 業務着手時
 - ①事業計画書1部
 - ②業務工程表1部
- (2)業務完了時
 - ①完了報告書1部

②成果品目録1部

11. 契約不適合責任

本業務の運用開始後1年間は、業務の成果物に不備があり、発注者が修正の必要があると判断した場合は、受注者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。

当該調査の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受注者の責任及 び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合におい て、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について発注 者へ報告すること。

12. 著作権等

- (1) 受注者は、当該委託業務の成果品及び成果品に係る著作権を、各成果品等の引き渡し時に、発注者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に際して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (2) 本業務の制作物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権やその他の権利についての交渉、手続きは受注者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責任において解決するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたって発注者または第三者を侵害したときは、発注者 及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うもの とする。受注者は、業務委託を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を 明確にすることとし、それを記載した書類を発注者に提出すること。

13. その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、発注者と事業内容を十分協議し、緊密な連携のもとに 業務を実施すること。
- (2)業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない細部の事項、またはこの契約について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- (4) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件の疑義を正すものとする。